

事 務 連 絡

平成 30 年（2018 年）7 月 18 日

各市町障害福祉主管課

計画相談支援・障害児相談支援ご担当者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

計画相談支援および障害児相談支援の精神障害者支援体制加算における
都道府県知事が認める研修の範囲について【補足】

平素は本県の障害者支援施策の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 19 日付けの事務連絡にて、本県が認める研修の範囲について、お知らせしたところですが、下記のとおり補足がありますので、通知いたします。

【精神保健医療福祉業務従事者研修（基礎コース）】

- ・原則、すべてのカリキュラムを受講した場合のみ、本加算の対象とします。

【滋賀のみんなでつくる精神保健医療福祉チーム（中核的人材育成）研修会】

- ・平成 29 年度以前は、平成 27 年 9 月 29 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 30 年 3 月 2 日に滋賀県が主催しているものに限り、本加算の対象とします。
- ・平成 30 年度以降は、滋賀県精神保健福祉センターが実施しているものに限り、本加算の対象とします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係 中島

Tel : 077-528-3544